

マンション標準管理規約 改正のポイント(下)

マンション問題総合研究所 常任理事 久保 泰男

二〇〇四年(平成十六年)一月、国土交通省より「マンション標準管理規約」が策定発表された。管理組合がどのように対処するか、マンションライフ二回に亘って平易に解説するその二回目です。

1 大規模修繕工事と総会決議要件の変更

事例研究1

管理規約で、大規模修繕を実施するには「総会の特別決議が必要」と規定している場合はどうなっているのでしょうか?

事例1

マンション管理組合によつては、大規模修繕工事に関しては総会で特別決議(四分の三以上)の賛成を必要としている場合があります。

事例2

管理組合によつては、大規模修繕工事に関する総会の決議要件について単に総会決議事項とのみあり、この場合は

普通決議でよいのですが、多額の費用が掛かるということから特別決議をしている場合もあります。

しかし、前記標準管理規約は、その規定振りから、区分所有法で特別決議事項とされているものを確認的に明らかにした趣旨にすぎないものと考えられるから、区分所有者の意志解釈からいって、今回の法改正後も、こうした規定の効力がそのまま維持されるとみるのは無理があるでしょう。

設問 大規模修繕の決議要件を四分の三以上の特別多数決と定めてあるマンションで大規模修繕を実施するためには、どのような手続きが必要となるのでしょうか?

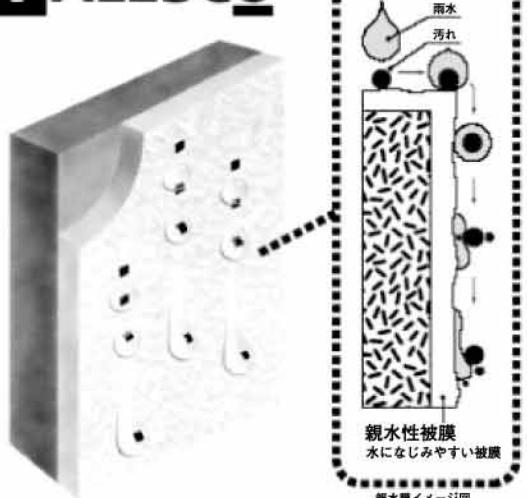
回答 法務省民事局参事官は次のように答えていました。

相当数の分譲マンションが中高層共同住宅標準管理規約(平成九年二月)に準拠して規約を定めているようですが、同標準管理規約では、共用部分の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。)については、四分の三以上の特別多数決で決するものとされており、こうした規約に従えば、著しく多額の費用を要する大規模修繕については特別多数決が必要となるものと考えられます。

全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレスセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



ALESCO



低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフッソ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

を実施することが不可能になります。今回の法改正の趣旨が忘却されることになります。

従つて、前記標準管理規約のような規定がある場合でも、一般的には、改正法施行後は、普通決議で大規模修繕を実施できるものと考えられます。

アドバイス あなたのマンションの大規模修繕の実施に関して、規約で特別決議になつている場合は無用なトラブルを避けるために早目に改正手続きをお勧めします。

2 未納管理費等の回収手続きを明記

事例研究2

総会で承認されないと、管理費等の多額未納者に対して、裁判に訴えることができないのですか？

事例 管理費等の多額未納者がいる場合、管理規約に管理費等未納者に対する法的手続きの規定がないとき総会の承認を得ないと裁判所に訴えて回収する手段は使えない、といわれますが本当ですか。

解説 マンション標準管理規約第六〇条では管理費等の徵収について従来の標準管理規

約(平成九年版)より詳細な規定を置きました。特に六〇条三項は新しい規定で、理事長

は未納の管理費等の請求に関して、理事会の決議で訴訟その他の方的措置を追行することができます。

マンション標準管理規約第六〇条(管理費等の徵収)

一項 略

二項 略：未納管理費等に対する遅延損害金の規定：

三項 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関し、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他方的措置を追行することができる。

四項 以下略

さて、マンション標準管理規約第六〇条三項の規定が無ければどうなるのでしょうか？

従来は、区分所有法第二六条四項(本項は改正されています)に基づいて、「管理者は、規約又は集会の決議により、その職務に關し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる」ので、使用料の請求に関しても、裁

判手段に訴えるためには規約又は集会の決議が必要とされました。

管理費等の滞納問題への対応は、迅速に行う必要があり、わざわざ総会を開かなくとも、理事会の判断で機動的に行える方がよいと考えられ、今回の標準管理規約第六〇条に三項の規定が置かれました。

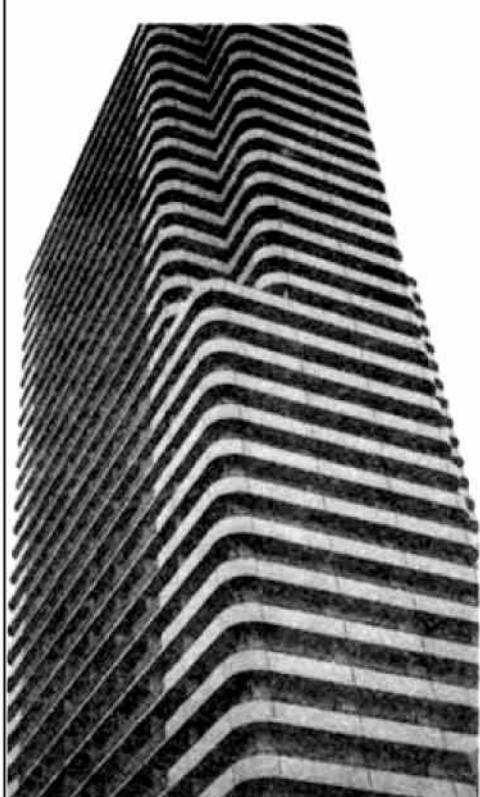
参考文献
「マンション標準管理規約の解説」
編著(財)マンション管理

マンションも省エネ義務化

国土交通省は今国会に提出

する省エネ法改正案で、マンションなどの集合住宅の新築・増改築時に省エネ対策の実施と報告を義務づける方針を決めた。建築主や管理組合は、外壁や窓の断熱化、空調設備の効率的な運用策などを3年ごとに国に報告しなければならないくなる。総延べ床面積が2000平方メートル以上の建物が対象なので、中規模のマンションでも報告が必要になる。

2005年2月6日 朝日新聞より



納得、安心のできる管理

☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで

☆ 管理組合のニーズに合った官吏システム

☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 TEL 03-5388-4471 (代) FAX 03-5388-6463